

原著論文

児童自立支援施設の現状と支援の強み

The Present State and Strength of Support Facilities for the Development of Self-Sustaining Capacity

坂本 健 (白百合女子大学)

Takeshi Sakamoto (Shirayuri University)

少年法及び少年院法が改正され、少年院に11歳、12歳の少年の入院が可能となった。この年齢層への対応は、長年に亘り児童自立支援施設が担ってきた部分である。児童自立支援施設の支援力としてあげられる、①家庭的で落ち着いた生活環境の提供、②義務教育の実施、③高等学校への進学保障、④地域の社会資源の活用、⑤児童養護施設等へのスムーズな措置変更、⑥親子の再統合のための支援、⑦アフターケア、などの充実強化が求められる。児童自立支援施設に入所する児童数は、依然として減少傾向にあるのは事実である。しかし年少の非行少年に対する受け皿として、児童自立支援施設の支援力を高めていかなければならない。

キーワード：児童自立支援施設、少年院

はじめに

社会的養護系の児童福祉施設の中で、児童養護施設と並んでとりわけ長い歴史と実践を有するのが、児童自立支援施設である。明治33(1900)年の感化法制定を源とし、感化院として出発、昭和22(1947)年教護院として児童福祉法第7条に児童福祉法制定当初から位置付けられた。その後平成9(1997)年の児童福祉法第50次改正により、児童自立支援施設と改称、今日に至っている。児童自立支援施設は児童福祉法第44条に規定される通り、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」とあるように、非行性のある年少少年のための施設として大きな役割を担っており、このことは児童福祉法施行令第36条において児童福祉施設の中で唯一都道府県義務設置とされていることから窺える重要な責務を担っている施設である。

しかしながら児童自立支援施設への入所児童数は、虐待児童の入所により高率で推移している児童養護施設とは異なり、地域によって相違があるものの、全般的には適切な定員充足率で推移しているとは言い難い状況が続いている。社会の耳目を集める事件が生起する一方で、非行少年は減ったと言われているが、本稿では、平成に入ってすでに四半世紀を経過した今日、平成期における児童自立支援施設を巡る各種統計を整理する中から、児童自立支援施設の方向性を考える一助とするものである。

1. 児童自立支援施設入所児童の状況

平成期における児童自立支援施設の状況について、各種資料を用いながら整理しておきたい。児童自立支援施設の在所率は40%台で推移しつつあるものの、在所児童数は平成20（2008）年には1,800人台、翌21（2009）年と22（2010）年は1,700人、23（2011）年には1,600人、そして24（2012）年以降は1,500人台への減少となっている。一年間の新規入所児童数も、平成16（2004）年は1,322人であったものが、平成26（2014）年には970人と初めて千人を割るまでに至っている。次に各年10月1日現在における入所児童の年齢では、中学2、3年生に該当する14、15歳の児童を中心としつつも、平成26（2014）年においても8、9歳の小学校中学年児童の在籍があり、一方上限では18歳以上児童も20人程度は在籍している。このことは、児童自立支援施設は中学生を主要なターゲットとしつつも、非行性をもつ幅広い年齢層の子どもを対象とした施設として機能していることの証左として考えられる。

児童自立支援施設入所児童の状況について、『児童養護施設入所児童等実態調査結果の概要』をもとに概観する。この調査は、厚生労働省がおおむね5年に一度実施しているもので、平成期においては、平成4（1992）年、10（1998）年、15（2003）年、20（2008）年、25（2013）年の5回にわたり行われている全数調査の結果である。まず児童自立支援施設入所時の年齢は、13歳と14歳の二つの年齢層だけで6割を占めている。教護院時代から中学生の非行児童のための施設であると言われてきたが、その基本的傾向は、今日でも変わらないことが伺える。

入所児童の保護者の状況は、「実父母あり」が平成4（1992）年調査から25（2013）年調査の20年間で10ポイント減少し、その分「実母のみ」が29.2%から46.7%へと大きくアップしている。このように、ひとり親家庭である母子家庭の割合が大幅に増加していること、「養父実母」の組み合わせが増増傾向にあること、同じく「両親ともいない」もやや増加傾向にあり、平成25（2013）年調査ではじめて10%を超過する結果となっていること、さらに実父のいる割合が平成4（1992）年調査55.8%から25（2013）年調査37.4%へと20%近い減少の一方で、実母のいる割合は、同69.8%から83.8%へと15ポイント弱増加している、などの傾向を指摘することができる。実母への養育支援が大きな鍵となっていることを示す結果として捉えられる。

次に入所児童自身の現況について概観する。平成10（1998）年調査から心身の状況が調査項目に含められているが、「障害等あり」とする割合が、平成10（1998）年調査から平成25（2013）年調査までの15年間に、11.1%から46.7%へと4倍もの増加を見せている。障害の内訳としては、知的障害、ADHD、広汎性発達障害が主な障害である。個別対応職員や心理療法担当職員との連携が重要となる。施設入所児童の虐待経験が指摘されることが少なくないが、およそ6割の児童が虐待経験を有しているようである。虐待の種類としては、身体的虐待とネグレクトに二分され、心理的虐待も30%弱の児童が経験している。安全、安心な環境のもとで、心理療法担当職員による時間をかけた丁寧な心理療法が求められる。

2. 児童自立支援施設入所児童の進路の状況

本項では、入所中の児童の意識として、進路に関する捉え方を押さえておきたいと考える。

それは児童養護施設入所児童については、95%以上もの児童が高校等に進学しているが、児童自立支援施設入所児童の高校進学率は、3割程度にとどまっているからである。児童自立支援施設の中学卒業以上児童の就学状況を見ると、中学校を卒業、すなわち義務教育を終了したのち引き続いて在籍している児童のうち、高校に進学せずに施設内で自立に向けての支援を受けている者の割合は、およそ半分となっている。逆の見方をすると、半数の児童は高校等に通学しているということになる。将来に向けての選択肢を拡げ、自活力を高める上で、高校等への学びの途が拡大されていくのは児童の最善の利益を保障することに繋がる方向性である。多くの児童自立支援施設において学校教育が導入されるようになり、様々な工夫を凝らした教育が展開されており、その教育効果の一つとして進学者が増えるのは大きな評価点の一つである。このことは、入所中の中学3年生の高校進学希望の割合にも顕著に表れており、「進学を希望する」が80%を超え、「希望しない」とはっきり

と進学しない意思を持っている者は10%を割るまでに低下している。もちろん高校進学だけが目標となるものではないが、事実上義務教育化されている現下の状況においては、最大限高校等進学の可能性を探ることは必要になると考える。なお併せて短大等への進学希望も尋ねているが、短大等への進学を「希望する」が1/4にまで増えている。こちらはまだまだ「考えていない」「希望しない」と回答する児童が多数であり、仮に進学を希望しても現実的には様々な問題が山積していると思われるが、短大等への進学というものを将来の方向性の中にイメージできる児童が増えつつあるという点は、長年の丁寧な教育の積み重ねの成果の一つとして評価できると思われる。

3. 児童自立支援施設退所の状況

入所児童はいずれ必ず退所する。そこで大切なのが退所の動向である。まず入所児童の今後の見通しであるが、「自立まで現在のままで養育」がこの20年間で36.2%から12.3%へと大幅な減少となっている一方で、「保護者のもとへ復帰」は近年6割前後で推移しており、先に述べた通り、家庭復帰のためにはとりわけ実母との関係調整が強く求められていると言える。児童相談所との連携のもと、自立支援計画に基づいて、家庭支援専門相談員を中心としながら、計画的なファミリーソーシャルワークを進めていくことが必要である。

退所の状況について、もう少し詳細に見ておきたい。まず退所児童の在所期間については、『社会福祉施設等調査報告』の精密調査年（3年毎）の結果が参考となる。平成に入ってから平成3（1991）、6（1994）、9（1997）、12（2000）、15（2003）、18（2006）、21（2009）、24（2012）年の8回の結果が利用できる。それによると「1年未満」での退所がやや減少傾向にあること、その減少分は「1～2年未満」と「2～3年未満」に振り分けられた形になっていること、「1年未満」と「1～2年未満」の2つを併せただけで8割を超える児童が退所していることが伺える。同調査では、退所理由も調べられており、「家庭復帰」と「他の社会福祉施設等へ移行」が大きく増加しているのに対し、「就職」は急激な減少で、平成24（2012）年調査では一桁台にまで減っている。どのような退所であれ、施設での支援の成果が上がっての退所であれば喜ばしいものであるが、その点はどうか。『全国児童自立支援施設運営実態調査』では、退所の状況を「自立支援達成」と「自立支援未達成」に分けて明らかにしている。これによると、近年約90%の児童は自立支援を達成しての退所という結果が出されている。この点については、施設の努力の成果であると評価できるのではないかと考える。確かに自立支援未達成児童も1割弱存在する訳であるが、自立支援未達成のまま「家庭引き取り」される児童や「家裁送致」される児童の減少は、施設における支援力向上の成果として捉えるべきものと考えられる。なお「他の児童福祉施設へ措置変更」が増加傾向にあるが、具体的な措置変更先の多くは児童養護施設である。スムーズな移行が可能となるよう万全な対応を求めるところであるが、子どもにとって学校との関係や保護者との適切な関係を保ちつつ、子どもに一番あった児童養護施設に移動できるよう、関係者間の十全な連携が求められる。

4. 児童自立支援施設への入所の状況

前項において退所のことを先述した形になったが、本項では入所状況について考察する。

先述した通り、児童自立支援施設への新規入所児童数が平成26（2014）年に千人を割ったというのは、存続の意義を問われかねない大きな事態である。児童自立支援施設への入所に当たっては、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による場合と、家庭裁判所による少年法第24条第1項第2号の保護処分による場合の二つに大別される（二箇所の国立児童自立支援施設の場合には、児童福祉法第27条の3による強制的措置による入所もあるが、本稿では対象としない）。表1の通り、家裁からの入所児童の割合は、平成25（2013）年調査で18.3%となっており、ここ3回の調査では大き

表1 児童自立支援施設入所児童の入所経路

調査日	総数	家庭から	児童養護施設から	他の児童福祉施設から	里親家庭から	ファミリーホームから	家裁から	その他から	不詳
平成4.12.1	1,925人	88.0	6.7	4.2	0.5	*	15.5	3.2	—
平成10.2.1	1,920人	73.3	9.0	1.7	0.5	*	11.8	1.3	2.4
平成15.2.1	1,657人	65.3	13.2	2.9	0.7	*	17.0	0.8	0.1
平成20.2.1	1,995人	63.5	13.4	2.9	1.2	*	17.4	—	1.7
平成25.2.1	1,670人	61.0	14.1	2.9	1.6	1.1	18.3	1.1	0.7

注) * 調査項目としていない。
出典) 『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』

な変動は見られない。同様に家庭からの入所も、平成15（2003）年調査以降は6割を超える水準で移行している。一方児童養護施設からの措置変更児童は、やや逡増傾向にあると言える。入所経路を新規入所児童にのみ限定して見ると、おおよそ3/4が家庭から、1/5が児童福祉施設からで、その児童福祉施設の多くは児童養護施設からの入所であることは、在籍児童の場合と同じである。この新規入所児童の入所理由について、男児では窃盗が1/4を占め、暴行非行と性非行が約15%ずつで続いている。女児の方は「家出・浮浪・徘徊」で1/4を超え、次いで「性非行」「窃盗」「施設不適応」が同水準で続いている。施設内において対応に苦慮するのが性非行であり、他児へのいたずら等子ども同士の関係性に十分注意を払うとともに、治療プログラムの実施が求められる。なお入所児童の学年については男女とも中2を頂点として、中3、中1と中学生だけで80%に達しており、中学生相当の非行児童のための施設であるという位置づけに変化はない。

表2 児童相談所における非行相談の対応状況（平成7年度～26年度の20年間）

年度	対応区分	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	年度	対応区分	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談
平成7年度	総数	15,585	10,626	4,959	平成17年度	総数	17,571	9,480	8,091
	児童福祉施設入所	1,480(9.5)	1,026(9.7)	454(9.2)		児童福祉施設入所	1,054(6.0)	607(6.4)	447(5.5)
	法27条の2による家裁送致(再掲)	27(0.2)	10(0.1)	17(0.3)		法27条の3による家裁送致(再掲)	40(0.2)	23(0.2)	17(0.2)
	法27条1項4号による家裁送致	147(0.9)	81(0.8)	66(1.3)		法27条1項4号による家裁送致	262(1.5)	121(1.3)	141(1.7)
平成8年度	総数	16,121	11,115	5,006	平成18年度	総数	17,166	8,981	8,185
	児童福祉施設入所	1,422(8.8)	1,008(9.1)	414(8.3)		児童福祉施設入所	1,098(6.4)	634(7.1)	464(5.7)
	法27条の2による家裁送致(再掲)	25(0.2)	10(0.1)	15(0.3)		法27条の3による家裁送致(再掲)	27(0.2)	14(0.2)	13(0.2)
	法27条1項4号による家裁送致	120(0.7)	76(0.7)	44(0.9)		法27条1項4号による家裁送致	272(1.6)	124(1.4)	148(1.8)
平成9年度	総数	16,921	11,515	5,406	平成19年度	総数	17,670	9,240	8,430
	児童福祉施設入所	1,556(9.2)	1,090(9.5)	466(8.6)		児童福祉施設入所	967(5.5)	577(6.2)	390(4.6)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	33(0.2)	21(0.2)	12(0.2)		法27条の3による家裁送致(再掲)	34(0.2)	16(0.2)	18(0.2)
	法27条1項4号による家裁送致	141(0.8)	78(0.7)	63(1.2)		法27条1項4号による家裁送致	253(1.4)	88(1.0)	165(2.0)
平成10年度	総数	17,631	11,660	5,971	平成20年度	総数	17,172	8,995	8,177
	児童福祉施設入所	1,574(8.9)	1,077(9.2)	497(8.3)		児童福祉施設入所	1,005(5.9)	604(6.7)	401(4.9)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	40(0.2)	24(0.2)	16(0.3)		法27条の3による家裁送致(再掲)	37(0.2)	17(0.2)	20(0.2)
	法27条1項4号による家裁送致	209(1.2)	125(1.1)	84(1.4)		法27条1項4号による家裁送致	284(1.7)	99(1.1)	185(2.3)
平成11年度	総数	17,057	11,331	5,726	平成21年度	総数	17,690	9,146	8,544
	児童福祉施設入所	1,429(8.4)	989(8.7)	440(7.7)		児童福祉施設入所	996(5.6)	561(6.1)	435(5.1)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	40(0.2)	16(0.1)	24(0.4)		法27条の3による家裁送致(再掲)	54(0.3)	17(0.2)	37(0.4)
	法27条1項4号による家裁送致	206(1.2)	115(1.0)	91(1.6)		法27条1項4号による家裁送致	308(1.7)	95(1.0)	213(2.5)
平成12年度	総数	17,073	10,830	6,243	平成22年度	総数	17,345	8,885	8,460
	児童福祉施設入所	1,327(7.8)	853(7.9)	474(7.6)		児童福祉施設入所	972(5.6)	558(6.3)	414(4.9)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	33(0.2)	12(0.1)	21(0.3)		法27条の3による家裁送致(再掲)	37(0.2)	16(0.2)	21(0.2)
	法27条1項4号による家裁送致	224(1.3)	108(1.0)	116(1.9)		法27条1項4号による家裁送致	349(2.0)	99(1.1)	250(3.0)
平成13年度	総数	16,841	10,604	6,237	平成23年度	総数	17,155	8,906	8,249
	児童福祉施設入所	1,190(7.1)	814(7.7)	376(6.0)		児童福祉施設入所	949(5.5)	551(6.2)	398(4.8)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	49(0.3)	25(0.2)	24(0.4)		法27条の3による家裁送致(再掲)	32(0.2)	15(0.2)	17(0.2)
	法27条1項4号による家裁送致	244(1.4)	133(1.3)	111(1.8)		法27条1項4号による家裁送致	293(1.7)	83(0.9)	210(2.6)
平成14年度	総数	15,670	9,318	6,352	平成24年度	総数	16,640	8,732	7,908
	児童福祉施設入所	1,136(7.2)	705(7.6)	431(6.8)		児童福祉施設入所	874(5.3)	497(5.7)	377(4.8)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	60(0.4)	24(0.3)	36(0.6)		法27条の3による家裁送致(再掲)	38(0.2)	13(0.1)	25(0.3)
	法27条1項4号による家裁送致	225(1.4)	107(1.1)	118(1.9)		法27条1項4号による家裁送致	285(1.7)	83(1.0)	202(2.6)
平成15年度	総数	16,508	9,495	7,013	平成25年度	総数	17,020	8,985	8,035
	児童福祉施設入所	1,212(7.3)	730(7.7)	482(6.9)		児童福祉施設入所	864(5.1)	501(5.6)	363(4.5)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	46(0.3)	19(0.2)	27(0.4)		法27条の3による家裁送致(再掲)	29(0.2)	8(0.1)	21(0.3)
	法27条1項4号による家裁送致	242(1.5)	114(1.2)	128(1.8)		法27条1項4号による家裁送致	302(1.8)	98(1.1)	204(2.5)
平成16年度	総数	18,084	10,448	7,636	平成26年度	総数	16,740	8,967	7,773
	児童福祉施設入所	1,124(6.2)	692(6.6)	432(5.7)		児童福祉施設入所	810(4.8)	489(5.5)	321(4.1)
	法27条の3による家裁送致(再掲)	49(0.3)	23(0.2)	26(0.3)		法27条の3による家裁送致(再掲)	43(0.3)	16(1.8)	27(0.3)
	法27条1項4号による家裁送致	255(1.4)	132(1.3)	123(1.6)		法27条1項4号による家裁送致	287(1.7)	79(0.9)	208(2.7)

注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載している。
出典) 『福祉行政報告例』

5. 非行相談の減少と児童自立支援施設

児童自立支援施設入所児童数に影響を与える要因について、考察を加えたいと思う。まず少子化の影響が関係していることは否定できない事実であろう。児童自立支援施設入所児童の核となる14、15歳という年少少年の人口は、平成2（1990）年第15回国勢調査376万3千人から平成26（2014）年10月1日現在推計人口235万8千人へと大幅な減少を見ている。児童自立支援施設へ入所する子どもというのは、当該児童人口からすればごく希少であり、それゆえに子ども人口減少の影響が直接左右することはないとの見方もあり得るとは思うが、今日の大規模な子ども人口の減少は、有形無形の影響を与えていると思われる。

児童自立支援施設への入所に当たっては、ここ数年児童相談所の措置による入所が男子で75%、女子で85%となっている。そこで関係してくるのが、相談窓口となる児童相談所における非行相談の受付件数である。児童相談所における相談の受付件数自体は虐待相談の増加により増えているが、非行相談については、ぐ犯行為等相談及び触法行為等相談ともに増減しつつもおおむね遞減傾向にあり、特にぐ犯行為相談はここ5年間9,000件を割る水準である。次に受け付けた相談の対応状況（前ページ表2）を見ると、児童福祉施設入所に繋がる割合（平成26（2014）年度）は、全相談の平均よりは高く、ぐ犯行為等相談で5.5%、触法行為等相談で4.1%であった。平成10（1998）年度前後ではそれぞれ9%と8%台であったことからすると、施設入所を選択する割合も低下していることがわかるのである。ただし、触法行為等相談において、児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致の割合は、平成10（1998）年度台は1%水準であったものが平成19（2007）年度以降は2%水準で推移していることには留意する必要があると思われる。

次に家庭裁判所との関わりについて見ておきたい。児童自立支援施設の特徴として、家庭裁判所の決定による保護処分による入所の受け皿となることがあげられる。少年法第24条第1項第2号の保護処分の一つとして、児童自立支援施設又は児童養護施設送致がとられるが、実務上そのほとんどは児童自立支援施設送致であると言われている。その児童自立支援施設又は児童養護施設送致人員の推移を示したのが表3である。これによると、少年保護事件が大きく減少していること、それに伴う保護処分数の大幅減、そして当然であるが少年院送致数と児童自立支援施設又は児童養護施設送致数の急減である。両者とも平成期のピーク値である平成12（2000）年と比較すると、少年院送致45%、児童自立支援施設又は児童養護施設送致49%と両処分とも1/2の水準にまで低下、実数においても前者は3,000人、児童自立支援施設又は児童養護施設送致については200人を割っており、このままの状況でさらに減少していくのかどうか今後の動向が注目される。もちろん非行少年の減少は社会にとって好ましいことであるが、児童自立支援施設にとって人数は減少傾向にあるものの、質的側面においては、大きな課題を有すると考えられる保護処分によって入所に至る子どもに対する適切な支援の確保に万全を期さなければならない。併せて児童自立支援施設には児童養護施設等からの措置変更によって入所する子どもも少なくなく、自立に向けた支援の一層の充実が求められている。

児童自立支援施設入所児童数に影響を及ぼすと考えられる量的要因について検討してきたが、措置の在り方についても言及しておかなければならないだろう。児童福祉施設入所に際しては、児童福祉法第27条第4項の規定により、親権者等の意に反してこれを採用することはできないとされている。以前から、児童福祉施設

表3 少年保護事件の保護処分既済人員の推移（平成期）

年次	終局決定総数	保護処分総数	児童自立支援施設又は児童養護施設送致	少年院送致	年次	終局決定総数	保護処分総数	児童自立支援施設又は児童養護施設送致	少年院送致	年次	終局決定総数	保護処分総数	児童自立支援施設又は児童養護施設送致	少年院送致
平成元年	501,008	76,021	366	4,868	平成10年	319,298	60,373	343	5,485	平成19年	197,574	34,987	300	4,090
平成2年	491,588	79,018	355	4,322	平成11年	302,937	59,936	337	5,577	平成20年	172,937	31,473	303	3,985
平成3年	448,673	75,932	337	4,401	平成12年	284,998	58,176	380	6,161	平成21年	170,251	30,445	312	3,961
平成4年	414,859	74,045	292	4,440	平成13年	285,094	55,906	372	6,053	平成22年	165,596	29,515	299	3,614
平成5年	363,530	65,073	288	4,274	平成14年	286,504	54,883	336	5,979	平成23年	150,985	27,459	281	3,524
平成6年	328,083	58,308	255	4,064	平成15年	274,299	50,587	355	5,842	平成24年	137,301	26,412	270	3,528
平成7年	297,007	55,473	268	3,891	平成16年	264,700	46,443	344	5,310	平成25年	121,695	24,393	236	3,213
平成8年	295,296	56,092	270	4,300	平成17年	234,759	41,494	334	4,883	平成26年	110,430	22,887	225	2,912
平成9年	313,093	59,648	289	5,082	平成18年	214,737	38,455	361	4,498	平成27年	96,328	21,283	186	2,777

出典) 『司法統計年報 少年編』

の中でもとりわけ児童自立支援施設への入所に際し、親の同意を得るのが困難な場合が少なくないとの指摘がなされてきた。児童相談所において、援助方針会議にて児童自立支援施設への入所が最善の方策であるとの判断がなされても、親や子どもからの同意を得ることができない場合の対応である。事案によっては、児童福祉法第27条第1項第4号に基づく家庭裁判所の承認を得て入所させる方法を探らざるを得ない場合もあるだろう。先述した通り、児童相談所における触法行為等相談の対応状況（表2）において、家裁送致の割合が近年やや高い傾向を呈していることに注視する必要がある。実際には家庭裁判所に施設入所の承認に関する申し立てを行うまでには至らないが、親の同意がとれず苦勞する事例が少なくないと思われる。こうした場合には、児童相談所の持つソーシャルワーク機能を最大限活用して、親と子どもに対峙しなければならない。もちろん地域内の社会資源を総動員するなどして、在宅支援の可能性を探ることも肝要であるが、援助方針会議において、施設入所を要するとの判断が示されたならば、それに向けて着実に実行することが、子どもの福祉の保障につながるのである。入所予定先の児童自立支援施設と協働し、アドミッションケアの一環として、施設理解の促進に努めなければならない。

6. 児童自立支援施設における支援の特色と期待

児童自立支援施設における支援の有効性について考察するに当たり、同施設における支援の要諦について押さえておきたい。児童自立支援施設における支援の基本は、施設内における家庭的な生活を通して健全な成長発達を図り、自立を促進するところにある。この点について、表4は厚生省児童家庭局（当時）が監修し平成10（1998）年版第30集まで発行されていた『児童相談事例集』に収められている事例の中から、児童自立支援施設（当時は教護院）に措置された事例の措置理由を整理したものである。ここから児童相談所側においても、児童

表4 児童相談所の措置による児童自立支援施設入所事例（児童福祉法第27条第1項第3号）

番号	事例名	児童の年齢・性別	措置の理由	児童相談事例集
1	家庭内暴力を示す男子中学生の取り扱い事例	12歳 男	一定期間母子の分離をはかり、その中で、実母には社会的自立を目指してもらい、本児には、基本的な生活から体験し、自分、他を深く見つめる力を養うことが必要である。	第14集 (昭和57年版)
2	母親への暴力を伴う非行少年の事例	中学2年生 男	<ul style="list-style-type: none"> 大人との信頼関係を形成して、その上で社会規範を示し、獲得させる。 学習、作業、スポーツなど日常生活全般にわたり、サポートしながら不満への耐性や勤勉性を育てる。 母親に対する率直な感情表現ができるようになる。 	
3	教護院退院後校内暴力がエスカレートした児童の事例	中学1年生 男	<ul style="list-style-type: none"> 母親と非行グループから本児を切り離し、安定した環境で本児の指導を図る必要がある。 母親の同意が得られていないこと、近くの施設であれば姉の時のように母親が強引に引き取る恐れがあること、並びに本児の状態等から総合的に判断する必要がある。 	
4	種々の非行を繰り返すいじめられタイプの中中学生	中学1年生 男	非行の程度、回数から考え、当面家庭から分離し、本児に対し強い指導を加える必要がある。	第18集 (昭和61年)
5	性非行を伴う女子教護児童の措置をめぐって	中学2年生 女	不良交友関係が十分断ち切れておらずまだ関心が強い状況では、再非行の可能性もあり、養護施設では不安が大きいこと。教護性の改善が図られ安定した状態が出てきた時点で措置変更も考えられる。	第19集 (昭和62年)
6	養護性の強い教護児の指導	中卒児 女	<ul style="list-style-type: none"> 精神的、身体的未成熟な状況で不純異性交遊からの避難と自立援助。 就労に向けての意欲と態度の養成。 生活習慣が自立しておらず、個別指導が必要。 いじめられやすいのでよく目が届くことが必要。 	
7	精神障害を持つ家族の中で長欠・金銭持ち出しの行動があった児童の一事例	12歳 男	<ul style="list-style-type: none"> 知的能力が低く、不登校があるので施設内学級での対応が望ましい。 性的関心が強いので、ある程度の隔離入所が必要。 生活を通して現実的なことが身につくようにする→きめ細かい指導の得られる夫婦小舎制の施設に決定。 	
8	実母のもとへ引き取られ一応の安定を見た一非行事例	14歳 男	父親には全く監護能力がないこと、本児の問題行動における進捗状況が極めて急であること、及び本児の反社会的行動のレベルはかなり進んだものであること等の判断。	
9	家庭崩壊における教護児童の措置をめぐって	14歳 女	本児はシンナー吸引、不純異性交遊等があり、周りに保護指導する人もいないことから、この機会に施設入所し教育を受けることが適当である。	
10	親権者の同意と施設入所措置の限界	7歳 男	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での十分なしつけができていないため、個別的な関わりを深め生活指導を要す。 学力をつけさせるべく個別的な学習指導を要す。 年少児であるため入所期間は短期を目標とする。 	
11	教護院に措置された登校拒否児のケース	中卒児 男	本児にも男性像、女性像、夫婦像のモデルの再形成や、家庭的集団生活の中の枠組みの取り入れ、社会的経験の増大、対人関係改善などの点で特に精神発達の面で活用が期待できる。	
12	未就学児童の戸籍職権記載を通して	小学4年生 男	本児は、教護性は深くないが、反社会的傾向が見られ、一対一の親密な指導が必要であること、また、保護者に対する指導などを考慮すれば施設入所が適当であると判断する。	第21集 (平成元年)
13	注意欠陥多動障害児の発達経過について	中学2年生 男	家での監護能力の限界、このままの状態では親子関係の崩壊も想像され、むしろ施設入所等によって距離をおいた親子関係を細々ながらも維持していくことが適当と考えられた。	第24集 (平成4年)
14	見捨てられ不安からの登校	中学2年生 男	本児の基本的対人関係のもちにくさ、集団内のトラブルメーカー、超自我機能の弱さ、などの心理特性に鑑み、また本児の育てなおし、育ちなおしの観点から、恒常的かつ濃密な人間関係、行動化にも動じない受け皿の強固さ、登校刺激からの一時回避など、小舎制教護院のもつ援助構造を積極的に活用する。	
15	教護院における処遇困難児童に対する家庭裁判所との連携事例	中学1年生 男	非行行動については、ある程度枠のある環境の中で、密接な人間関係を通して、社会的に認められる体験を積み重ね、自信をつけていくことが必要であることから、施設入所が適当と判断。	第27集 (平成7年)

出典 『児童相談事例集』第14集（昭和57年版）から第30集（平成10年）に掲載の児童自立支援施設（当時は教護院）入所事例から、措置の理由が記載されているものを整理したものである。

自立支援施設への措置理由として、ある程度枠のある安定した生活の中で、基本的な生活習慣や社会規範を獲得すること、スポーツや文化活動を通して経験を拡げること、作業活動を通じて自立力と耐性の向上を図ることなどをあげ、そのためにきめ細やかな支援が期待できる児童自立支援施設への措置がなされていることがわかる。一方表5は、保護処分として児童自立支援施設を選択した家庭裁判所の処遇理由を整理したものである。この表から家庭裁判所が少年院ではなく児童自立支援施設を選択した理由として、家庭的で受容的な雰囲気のもとで情緒の安定を図ることができること、基本的な生活習慣の獲得、他者から受け入れられる経験を積み重ねることによって自己評価を高めることなどがあげられ、そのために豊かな環境のもと一定の行動規制のある中で落ち着いた生活を送ることができる児童自立支援施設送致がとられていることがわかる。すなわち家庭裁判所が保護処分として児童自立支援施設送致を選択した理由は、児童相談所の措置理由と共通しているのである。このような児童自立支援施設の持つ基本的機能は、戦前の感化院、そして児童福祉法制定後の教護院時代から培ってきたものであり、時代が変わろうとも児童自立支援施設の機能として、再確認し継承していかなければならない。加えて、性非行や様々な障害を抱える子どもに対する支援方法について、精神医学や心理学、

表5 保護処分による児童自立支援施設入所事例

番号	事件名	少年の年齢・性別	理由	資料
1	窃盗保護事件	中学2年生 男	現段階で少年に対して在宅保護を施してみても、再非行からの少年の保護と健全育成を図ることは極めて困難である。	家裁月報 42巻11号(平成2年)
2	ぐ犯、窃盗保護事件	14歳 男	少年の非行の原因は家庭や学校で受け入れてもらえないという、愛情欲求不満に根ざしていること、少年はいまだ14歳という低年齢であることを考えると、家庭的な環境の中での処遇が望ましい。	家裁月報 46巻9号(平成6年)
3	ぐ犯、恐喝保護事件	14歳 男	職員との日常的な触れ合いを通じて情緒の安定を図り、基礎的な生活訓練を施し、基礎的な学力を習得させ、健全な社会生活を送れるよう指導することが必要である。	家裁月報 47巻7号(平成7年)
4	ぐ犯、占有離脱物横領保護事件	14歳 女	家庭的で受容的な雰囲気のもとで、情緒の安定と基礎学力の向上をはかるとともに、社会性と自信を身につけさせるのが相当である。	家裁月報 48巻8号(平成8年)
5	恐喝、窃盗、道路交通法違反保護事件	15歳 男	少年の非行性が急速に進行しているとは言い難いこと、前施設における指導が満足な効果をあげなかったことには少年の不良仲間が既に入所しており、当初から少年にとって落ち着ける環境ではなかったためではないかと思われることなどからすると、直ちに少年院送致決定を下すことはためらわれる。そこで前施設とは異なる比較的近隣に所在する施設による少年の受け入れが可能であることを考慮すると、少年を再度施設に収容し、今後の少年の健全な育成を期するのが相当である。	家裁月報 49巻8号(平成9年)
6	窃盗保護事件	16歳 女	少年の非行の程度は相当に進んでおり、規範意識の低下も認められるものであるが、今回が初回係属であり、逮捕拘留に引き続き鑑別所への収容を機に内省を深めつつあって、更生の意欲も窺えるので、少年の性格、家庭環境等も勘案して決定する。	家裁月報 50巻5号(平成10年)
7	恐喝未遂保護事件	中学2年生 男	少年の場合は、規則正しい集団生活の中で基本的な生活習慣を身につけ、学業を修め、他者との関わりの中で、欲求本位で自己中心的な生活態度を改め、他者への配慮を学び、規範意識が涵養されるように、少年を送致して今後における少年の健全な育成を期するのが相当である。	家裁月報 50巻9号(平成10年)
8	ぐ犯、窃盗保護事件	14歳 女	少年を家庭的で落ち着いた生活を送れる施設に収容して心身の安定を図り、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、非行を起こさずに安定した生活を送れるよう指導することが必要。	家裁月報 50巻11号(平成10年)
9	ぐ犯保護事件の保護処分決定に対する抗告事件	14歳 女	少年は、まだ14歳で過去に家庭裁判所の審判を受けたことや大きな非行を犯したことはなく、少年院の厳しい指導、訓練を受けなくても立ち直りが期待できるから、少年を児童自立支援施設に送致するとして原決定は正当である。	家裁月報 56巻8号(平成16年)
10	ぐ犯保護事件(処遇勧告付)	11歳 男	粗暴行為が半年以上にわたって続いており、他の児童の安全が懸念されるほか、学校運営上も支障を来し、少年が通学していた小学校での指導には限界があること、その他に受け入れ可能な小学校も未定であること、家庭環境としても、少年を指導していくには監護能力、監護体制の点で不十分であること、一時保護中の施設内では少年が比較的落ち着いて生活していること、その他少年の生活特性、生育歴、審判の経過等に鑑みれば、少年の粗暴行為が小学校内に限られていること、少年が非常に幼く、粗暴行為は感情表現の手段としての衝動的な面もあると窺われることなどを考慮しても、少年の健全な育成を図るためには、安定した環境の下で、他者から受け入れられる経験や感情を言葉で表現させる経験を積ませることによって、対人不信を緩和し、自己評価を高めさせ、今後の社会適応を図ることが相当である。	家裁月報 58巻7号(平成18年)
11	ぐ犯保護事件	11歳 男	少年はなお窃盗等を繰り返すおそれが相当高い状況にあり、少年の保護環境の整備への児童相談所の積極的な働き掛けに拒否的な母のもとでの生活では、これに歯止めをかけることが困難であることから、再非行を防止する等のためには、一定の行動規範のある中で落ち着いた生活を送らせることが必要である。	
12	傷害、窃盗、盗品等無償譲受け、決闘罪に関する件違反保護事件	15歳 男	少年には暴力に対する抵抗性のなさがあることからすると、初等少年院も十分に考えられるところではあるが、少年の非行性の背景には家庭において少年の欲する愛情が十分に注がれてはいえない事情があること、少年に律していく力をつけさせるという観点からは、より自主性が期待される施設がふさわしいこと、施設退所後も少年の注意欠陥/多動性障害に対する指導が必要となること、その点に関しては児童相談所が期待できること等を考慮して、児童自立支援施設がふさわしいと考える。	家裁月報 60巻4号(平成20年)
13	触法(窃盗、暴行、遺失物等横領暴力行為等処罰に関する法令違反)保護事件	12歳 男	適切な規制がある環境において、義務教育を受ける機会を付与し、外傷体験に対するケアをして、その精神的発達を促す必要があるから、その年齢等も考慮して、児童自立支援施設に収容することにより、その健全な育成を期するのが相当と思量される。	家裁月報61巻11号 (平成21年)
14	触法(激発物破裂)保護事件	13歳 男	本件非行の態様、少年の生育歴、その問題性及び保護環境などにかんがみれば、少年に対しては、在宅での処遇は適切ではなく、家庭的で安定した環境の下で日常生活を送りつつ、中学校の課程を修了できるような処遇が必要であるのであって、併せて、今後円満な母子関係を築くことができるよう調整する必要もある。	家裁月報 62巻4号(平成22年)
15	触法(強姦未遂)保護事件	13歳 男	少年の健全な育成を期するためには、本件の重大性を認識させ、正しい性的知識や健全な性行為の在り方を学ばせるとともに、対人関係を構築する能力を身に付けて人格的に成長させ、適切な不満・不安の解消方法や自己実現の仕方を身に付けさせるべく、この段階で施設に収容して、専門的指導や教育を受けさせることが必要である。そして、少年には、性的逸脱以外に非行親和性はみられず、大人への愛情や素直さを有し、家庭的な環境でその人格発達を遂げるのが相当と思量される。	家裁月報 63巻9号(平成23年)

出典) 本表は『家庭裁判月報』第41巻第1号(平成元年)から第65巻第8号(平成26年)および『家庭の法と裁判』第1号(平成27年)から第7号(平成28年)に掲載の保護処分による児童自立支援施設(旧教護院)送致事例を整理したものである。

教育学などの専門的な知見を取り入れ、一人ひとりの子どもに合った支援方法を構築することが実践課題である。

ところで、こうした機能を十全に活かすために、児童自立支援施設において伝統的に採用されてきた寮舎が、小舎夫婦制である。勤務形態の特殊性や夫婦である児童自立支援専門員と児童生活支援員確保の難しさ等から、夫婦小舎制で運営されている施設は1/3にまで減少している。小舎夫婦制にも長所短所があり、困難な課題が山積しているのは事実であるが、これまで積み重ねられてきた実践の良き面は、これからも大切に護って行かなければならない。なお小舎夫婦制は減少しつつも、小舎制を採用している施設は2/3近くに達する。児童自立支援施設の機能を十全に活かすためにも小舎制のメリットを検証し、継承に繋げていくよう取り組むことが急務である。

7. 少年法の改正と児童自立支援施設

平成19(2007)年5月の少年法及び少年院法の改正により、少年院への収容年齢が14歳未満から「おおむね12歳」の少年まで少年院に収容することが可能となった。

少年法第24条第1項ただし書

ただし、決定の時に14歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第3号の保護処分をすることができる。

少年院法第4条第1項第1号

第1種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの(次号に定める者を除く)

同第3号

第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

少年院収容対象年齢の下限とされた「おおむね12歳」については、1歳程度の幅をもって運用されるもの^{注1)}とされていることから、11歳の少年の少年院への送致が可能とされている。少年矯正統計年報によると、14歳未満少年の送致が可能となった平成19(2007)年以降平成27(2015)年末までの間に、12歳以下の少年は平成25(2013)年と26(2014)年に1名ずつ(いずれも男児)、13歳については少年が57名で、女子少年については平成21(2009)年と22(2010)年に1名、平成25(2013)年に3名の合計5名のみで、ほとんどが少年となっており、近年は年間10名程度の人数で推移している。こうした状況を見る限りにおいては、14歳未満少年の送致については、慎重な運用がなされているものと推察される。年少少年に対する支援は、児童自立支援施設が長年にわたって支援方法を築いてきたところである。従って児童自立支援施設の立場からすると、児童自立支援施設における支援の特色をよりアピールしていくことが求められる。すなわち家庭的で落ち着いた生活環境を有すること、学校教育の実施と出身校との緊密な連携、高等学校への進学への保障、地域の社会資源の活用と開拓、親子の再統合のための支援、児童養護施設等への措置変更や自立援助ホームの利用へのスムーズな移動、(少年院においても相談対応が可能となったが^{注2)})児童自立支援施設における長年にわたるアフターケアの実績など、児童自立支援施設が培ってきた機能を強化しながら、児童自立支援施設の支援力をさらに高めていくことが肝要である。児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条に基づき都道府県が義務設置の施設である一方、その都道府県によって児童自立支援施設の置かれている状況は大きく異なる。しかしその目的とするところは児童福祉法第44条にある「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」との規定に書かれている通りであることを確認しなければならない。そして感化法以来児童自立支

援施設の中に位置づけられる年少の非行少年へのこれまでの実践を検証し足元を固めながら、児童自立支援施設が有する施設機能を引き続き開花させるよう英知を結集し、これまで以上に支援力を高めていくことが強く求められている。

おわりに

本稿では、平成年間における児童自立支援施設の動向について分析し、施設の機能についての考察を行った。14歳未満少年の少年院送致が実施されている今日、児童自立支援施設は年少非行少年のための児童福祉施設としてどのような方向性を拓いていくべきであるか。私は児童自立支援施設が持つ支援力を結集し、児童自立支援施設が子ども達にとって貴重な社会資源であることをもう一度しっかりと確認すべきであると考え。従って、児童福祉法施行令第36条の都道府県必置規定が改悪されてはならない。少子化及び対象とすべき子どもの減少に即した、施設機能のあり方の追求と実践がなされなければならないと考えるところである。

紙面の都合で、図や表は割愛していることをお詫びしたい。活用させていただいた統計資料は、参考文献に記載した通りである。

【注】

注1) 衆議院法務委員会会議資料第166回 平成19(2007)年4月18日第12号参照

注2) 少年院法に退院者等からの相談が制定され、社会復帰支援の一環として、アフターケアが可能となった。

少年院法第146条 少年院の長は、退院し、若しくは仮退院した者又はその保護者その他相当と認める者から、退院し、又は仮退院した者の交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員にその相談に応じさせることができる。

具体的な取り組みを紹介したものとして、

小山定明「改正少年法施行一年間における茨城農芸学院の取組状況」 刑政第127巻 第9号(2016.9) pp36-37

中村博美「貴船原少女苑における社会復帰支援の現状と課題」 同 pp47-48 参照

【参考文献】

- 児童養護施設入所児童等実態調査結果の概要
- 全国児童自立支援施設運営実態調査報告書
- 厚生労働省報告例
- 社会福祉施設等調査報告
- 司法統計年報
- 少年矯正統計年報
- 人口推計資料

【英文要旨】

The Juvenile Act and Juvenile Training School Act were amended, and now juveniles aged 11 and 12 years can be admitted to juvenile training schools. Handling this age range is an area that has long been overseen by support facilities for the development of self-sustaining capacity. Elements that could be listed as support capabilities of the support facilities for the development of self-sustaining capacity that must be enhanced and strengthened include: (1)Providing familial and sedate living environments, (2)Offering compulsory education, (3)Ensuring that children advance on to high school, (4)Utilizing local societal resources, (5)Smooth changes in placements to children's homes and the like must be possible, (6)Support for reintegrating parents and children, and (7)After care. The fact of the matter is that the number of children housed at support facilities for the development of self-sustaining capacity remains on a downward trajectory. However, the support capabilities of such facilities must be enhanced as they serve to take in young juvenile delinquents.

Key Words: Support Facilities for the Development of Self-Sustaining Capacity, Juvenile Training School